

国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 | | | | | | | | |
|---|-------------|------|-----------------|-------------|--|------|------|-----------------|-------------|--|
| <p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>大学教育センター副センター長</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>大学教育センター</u>から選出された教員 <u>1人</u></p> <p>(9) <u>国際センター</u>から選出された教員 <u>1人</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 <u>前項第7号から第9号まで及び第11号</u>に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 委員会の事務は、<u>学務部教育企画課の協力を得て、学務部学生総合支援課が処理する。</u></p> <p>別表第1(第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="176 1257 1010 1347"> <thead> <tr> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・理事(教育担当) (機構長)</td> <td>・全学共通教育の実施に</td> </tr> </tbody> </table> | 委員構成 | 所掌事項 | ・理事(教育担当) (機構長) | ・全学共通教育の実施に | <p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>グローバル教育院長</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>グローバル教育院</u>から選出された教員 <u>1人</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 <u>前項第7号、第8号及び第10号</u>に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>別表第1(第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1072 1257 1906 1347"> <thead> <tr> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・理事(教育担当) (機構長)</td> <td>・全学共通教育の実施に</td> </tr> </tbody> </table> | 委員構成 | 所掌事項 | ・理事(教育担当) (機構長) | ・全学共通教育の実施に | |
| 委員構成 | 所掌事項 | | | | | | | | | |
| ・理事(教育担当) (機構長) | ・全学共通教育の実施に | | | | | | | | | |
| 委員構成 | 所掌事項 | | | | | | | | | |
| ・理事(教育担当) (機構長) | ・全学共通教育の実施に | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・<u>大学教育センター副センター長</u> (副機構長) ・工学府・工学部教育委員会委員長 及び副委員長 ・農学府・農学部教育委員会委員長 及び副委員長 ・各科目群を代表する科目長及び副 科目長 ・<u>大学教育センター</u>から選出された 教員 1人 ・学務部長 | <p>関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他必要な事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>グローバル教育院副院長</u> ・工学府・工学部教育委員会委員長 及び副委員長 ・農学府・農学部教育委員会委員長 及び副委員長 ・各科目群を代表する科目長及び副 科目長 ・<u>グローバル教育院</u>から選出された 教員 1人 ・学務部長 | <p>関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他必要な事項 | |
|---|--|---|--|--|

附 則(平成30年4月1日細則第3号)
この細則は、平成30年4月1日から施行する。